

(仮称) 島田市犯罪被害者等支援条例 (案) の概要について

【目的】

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【定義】

- | | |
|------------|---|
| (1) 犯罪等 | 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為 |
| (2) 犯罪被害者等 | 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族 |
| (3) 関係機関等 | 国、静岡県、その他の地方公共団体及び犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体 |
| (4) 市民等 | 市内に居住する者、勤務する者、在学する者及び市内において事業活動を行っている者 |
| (5) 二次的被害 | 犯罪等による直接的な被害を受けた後に犯罪被害者等が被る精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等の被害 |

【基本理念】

- (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳を尊重した支援を行う。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪を受けたときから平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪の状況や原因、犯罪被害者等の事情に応じて、必要な支援を途切れることなく行う。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することとならないようにするとともに、二次的被害の発生防止に最大限の配慮を行う。
- (4) 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互に連携協力し推進する。

【市の責務】

- (1) 犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する。
- (2) 犯罪被害者等支援が円滑に実施されるよう、関係機関と連携協力しなければならない。

【市民等の責務】

- (1) 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めなければならない。
- (2) 市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に関する取組に協力するよう努めなければならない。

《基本的施策》

◎相談及び情報の提供等

◎見舞金の支給

◎日常生活の支援

◎安全の確保

◎居住の安定

◎広報及び啓発

【相談及び情報の提供等】

- (1) 市は、犯罪被害者等が日常生活又社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な助言及び情報の提供を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。
- (2) 市は、犯罪被害者支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置する。

【見舞金の支給】

市は、犯罪被害者等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給する。

【日常生活の支援】

市は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにするため、保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行う。

【安全の確保】

市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保など、その他の必要な施策を行う。

【居住の安定】

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため必要な施策を行う。

【広報及び啓発】

市は、個人の尊厳及び犯罪被害者等の置かれている状況への配慮の重要性並びに二次的被害の防止、犯罪被害者等支援について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行う。

【支援の制限】

市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、その他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、支援を行わないことができる。

【委任】

条例に定めるもののほか、犯罪被害者等支援に関し必要な事項は、別に定める。